

〔図表 1 1〕基本統計量

	性別	年齢	本人所得	世帯所得	年金知_A	免除知識	仕事種類
N of cases	109495	109495	68782	78193	48674	42603	109495
Minimum	0	20	0	0	0	1	1
Maximum	1	59	47231	184373	9	4	6
Mean	0.51	36.037	112.717	434.014	4.768	2.628	4.561
Standard Dev.	0.5	12.806	309.827	1013.435	2.591	0.68	1.325

〔図表 1 2〕推計結果 (1) 本人所得を説明変数に入れた場合

	Parameter	Estimate	S.E.	z-ratio	p-value
Choice Group: 1					
1	CONSTANT	0.74	0.094	7.889	0
2	性別_0	0.201	0.04	4.975	0
3	仕事種類_1	0.221	0.062	3.578	0
4	仕事種類_2	0.589	0.07	8.412	0
5	仕事種類_3	-0.094	0.063	-1.492	0.136
6	仕事種類_4	-0.207	0.051	-4.077	0
7	仕事種類_5	-0.127	0.086	-1.469	0.142
8	年齢	-0.011	0.002	-6.81	0
9	本人所得	0	0	3.454	0.001
10	年金知識	0.119	0.008	15.21	0
11	納付知識	-0.105	0.03	-3.532	0
Choice Group: 2					
1	CONSTANT	-1.398	0.102	-13.74	0
2	性別_0	-0.246	0.044	-5.576	0
3	仕事種類_1	-0.269	0.073	-3.705	0
4	仕事種類_2	-0.742	0.092	-8.035	0
5	仕事種類_3	-0.39	0.075	-5.225	0
6	仕事種類_4	-0.201	0.052	-3.829	0
7	仕事種類_5	-0.003	0.09	-0.035	0.972
8	年齢	0	0.002	-0.187	0.852
9	本人所得	-0.005	0	-24.036	0
10	年金知識	-0.024	0.008	-2.821	0.005
11	納付知識	0.96	0.032	30.169	0
Choice Group: 3					
1	CONSTANT	-0.048	0.1	-0.477	0.633
2	性別_0	0.03	0.043	0.692	0.489
3	仕事種類_1	0.431	0.067	6.425	0
4	仕事種類_2	0.507	0.077	6.602	0
5	仕事種類_3	0.287	0.067	4.294	0
6	仕事種類_4	0.2	0.054	3.712	0
7	仕事種類_5	0.248	0.09	2.739	0.006
8	年齢	-0.008	0.002	-5.094	0
9	本人所得	0	0	-3.245	0.001
10	年金知識	0.066	0.008	7.957	0
11	納付知識	0.11	0.031	3.521	0

	Parameter	Odds Ratio	Upper	Lower
Choice Group: 1				
2	性別_0	1.222	1.323	1.129
3	仕事種類_1	1.248	1.408	1.105
4	仕事種類_2	1.802	2.067	1.571
5	仕事種類_3	0.91	1.03	0.804
6	仕事種類_4	0.813	0.898	0.736
7	仕事種類_5	0.881	1.043	0.744
8	年齢	0.989	0.992	0.986
9	本人所得	1	1	1
10	年金知識	1.126	1.144	1.109
11	納付知識	0.9	0.954	0.849
Choice Group: 2				
2	性別_0	0.782	0.853	0.717
3	仕事種類_1	0.764	0.881	0.663
4	仕事種類_2	0.476	0.571	0.397
5	仕事種類_3	0.677	0.784	0.585
6	仕事種類_4	0.818	0.907	0.738
7	仕事種類_5	0.997	1.189	0.835
8	年齢	1	1.003	0.996
9	本人所得	0.995	0.995	0.995
10	年金知識	0.976	0.993	0.96
11	納付知識	2.613	2.781	2.455
Choice Group: 3				
2	性別_0	1.03	1.121	0.947
3	仕事種類_1	1.538	1.754	1.349
4	仕事種類_2	1.661	1.931	1.429
5	仕事種類_3	1.333	1.52	1.169
6	仕事種類_4	1.222	1.358	1.099
7	仕事種類_5	1.281	1.529	1.073
8	年齢	0.992	0.995	0.988
9	本人所得	1	1	0.999
10	年金知識	1.068	1.086	1.051
11	納付知識	1.117	1.187	1.05

推計結果の概要

Log Likelihood: -34322.879

Log Likelihood of constants only model = LL(0) = -36669.626

2*[LL(N)-LL(0)] = 4693.493 with 30 df Chi-sq p-value = 0.000

McFadden's Rho-Squared = 0.064

以下、推計結果を解釈する。本人の所得を入れた推計結果（1）について見てみよう。

Choice Group 1では、未納と完納をする加入者の違いに与える要因を明らかにしている。Odds Ratio（以下、オッズ比）は1を基準に大きいほど、完納を選択する確率が高いことを意味している。たとえば、女性の方が男性よりも完納する確率が1.22倍になるということになる。

性別、自営業、家族従業者、臨時・パート（アルバイト）、年齢、本人所得、年金知識、

納付知識は有意に影響を与えている。その効果であるが、性別、自営業、家族従業者、年金知識は上限、下限とも1より大きいため、未納より全額納付を選択させる効果がある。一方、臨時・パート（アルバイト）、不詳、年齢効果、納付知識は完納を選択する確率を下げる効果がある。本人所得のオッズ比は1であり、本人所得の効果は完納率を高める効果は確認できない。

Choice Group2 では、免除を選択する加入者に与える要因を明らかにしている。変数は、性別、自営業、家族従業者、常用雇用、臨時・パート（アルバイト）、本人所得、年金知識、納付知識はいずれも有意に影響を与えているが、不詳と年齢は有意ではない。変数は、性別、自営業、家族従業者、常用雇用、臨時・パート、本人所得、年金知識は上限、下限とも1より小さいため、免除を選択させる確率を下げる効果がある。免除に関する知識のみ、免除を選択させる可能性を高めている。

Choice Group3 は、一部納付に与える要因について分析している。性別は有意ではないが、自営業、家族従業者、常用雇用、臨時・パート（アルバイト）、不詳、年齢、本人所得、年金知識、納付知識は有意になっている。ただし、オッズ比を見ると、本人所得の効果はあまり明確ではない。

推計結果（2）は、本人所得に代えて、世帯所得を説明変数に投入したところ、全体の傾向は変わらない。

推計結果（２）世帯所得を説明変数に入れた推計

	Parameter	Estimate	S.E.	z-ratio	p-value
Choice Group: 1					
1	CONSTANT	0.3	0.092	3.267	0.001
2	性別 0	0.134	0.037	3.586	0
3	仕事種類 1	0.234	0.057	4.083	0
4	仕事種類 2	0.542	0.066	8.195	0
5	仕事種類 3	-0.03	0.059	-0.503	0.615
6	仕事種類 4	-0.146	0.047	-3.111	0.002
7	仕事種類 5	-0.119	0.081	-1.466	0.143
8	年齢	-0.006	0.001	-3.876	0
9	年金知識	0.116	0.007	15.847	0
10	納付知識	-0.077	0.028	-2.763	0.006
11	世帯所得	0	0	11.757	0
Choice Group: 2					
1	CONSTANT	-0.444	0.101	-4.411	0
2	性別 0	-0.088	0.041	-2.165	0.03
3	仕事種類 1	-0.733	0.066	-11.054	0
4	仕事種類 2	-0.957	0.087	-10.981	0
5	仕事種類 3	-0.872	0.068	-12.764	0
6	仕事種類 4	-0.366	0.048	-7.56	0
7	仕事種類 5	-0.176	0.083	-2.107	0.035
8	年齢	-0.016	0.002	-9.776	0
9	年金知識	-0.014	0.008	-1.71	0.087
10	納付知識	0.875	0.03	29.395	0
11	世帯所得	-0.001	0	-24.72	0
Choice Group: 3					
1	CONSTANT	-0.224	0.098	-2.291	0.022
2	性別 0	0.053	0.04	1.33	0.184
3	仕事種類 1	0.385	0.062	6.252	0
4	仕事種類 2	0.463	0.072	6.415	0
5	仕事種類 3	0.272	0.062	4.368	0
6	仕事種類 4	0.224	0.05	4.517	0
7	仕事種類 5	0.22	0.085	2.598	0.009
8	年齢	-0.007	0.002	-4.615	0
9	年金知識	0.063	0.008	8.164	0
10	納付知識	0.117	0.03	3.947	0
11	世帯所得	0	0	3.499	0

	Parameter	Odds Ratio	Upper	Lower
Choice Group: 1				
2	性別_0	1.144	1.231	1.063
3	仕事種類_1	1.264	1.414	1.129
4	仕事種類_2	1.719	1.957	1.51
5	仕事種類_3	0.971	1.09	0.864
6	仕事種類_4	0.864	0.947	0.788
7	仕事種類_5	0.888	1.041	0.757
8	年齢	0.994	0.997	0.991
9	年金知識	1.123	1.139	1.107
10	納付知識	0.925	0.978	0.876
11	世帯所得	1	1.001	1
Choice Group: 2				
2	性別_0	0.916	0.992	0.846
3	仕事種類_1	0.481	0.547	0.422
4	仕事種類_2	0.384	0.456	0.324
5	仕事種類_3	0.418	0.478	0.366
6	仕事種類_4	0.694	0.763	0.631
7	仕事種類_5	0.839	0.988	0.712
8	年齢	0.984	0.988	0.981
9	年金知識	0.987	1.002	0.971
10	納付知識	2.399	2.543	2.263
11	世帯所得	0.999	0.999	0.998
Choice Group: 3				
2	性別_0	1.054	1.14	0.975
3	仕事種類_1	1.469	1.657	1.302
4	仕事種類_2	1.589	1.83	1.379
5	仕事種類_3	1.312	1.482	1.162
6	仕事種類_4	1.251	1.378	1.135
7	仕事種類_5	1.246	1.471	1.055
8	年齢	0.993	0.996	0.99
9	年金知識	1.065	1.082	1.049
10	納付知識	1.124	1.191	1.06
11	世帯所得	1	1	1

推計結果の概要

Log Likelihood: -38505.560

Log Likelihood of constants only model = LL(0) = -41345.956

$2*[LL(N)-LL(0)] = 5680.792$ with 30 df Chi-sq p-value = 0.000

McFadden's Rho-Squared = 0.069

3. 国民健康保険加入に関する多項ロジット分析

国民年金と比較するために国民健康保険の加入に関する多項ロジット分析を行った。説明変数の多くは、国民年金加入に関する多項ロジット分析と同じであるが、国民健康保険の場合、被説明変数は、「納付」、一部納付、未納の3つの納付状態に分けられる。

推計結果は、図表13のとおりである。Choice Group 1は国民健康保険未納者と国民健康保険納付者の比較であり、Choice Group 2は国民健康保険未納者と国民健康保険一部未納者の比較

である。

Choice Group 1によると完納になる確率に影響を与えている要因は、性別、家族従業員、世帯所得である。一方、不詳と年齢は完納の確率を引き下げている。

Choice Group 2によると、一部未納になる確率を高める要因は、性別、自営業、家族従事者、臨時・パート（アルバイト）である。

〔図表 13〕 推計結果

	Parameter	Estimate	S.E.	z-ratio	p-value
Choice Group: 1					
1	CONSTANT	2.806	0.078	35.952	0
2	性別_0	0.36	0.032	11.4	0
3	年齢	-0.011	0.001	-8.939	0
4	仕事種類_1	0.102	0.086	1.193	0.233
5	仕事種類_2	0.56	0.131	4.28	0
6	仕事種類_3	-0.087	0.102	-0.857	0.391
7	仕事種類_4	-0.052	0.079	-0.66	0.509
8	仕事種類_5	-1.161	0.056	-20.861	0
9	世帯所得	0.001	0	16.648	0
Choice Group: 2					
1	CONSTANT	0.472	0.093	5.066	0
2	性別_0	0.26	0.037	6.954	0
3	年齢	-0.003	0.002	-1.867	0.062
4	仕事種類_1	0.334	0.1	3.334	0.001
5	仕事種類_2	0.556	0.148	3.759	0
6	仕事種類_3	0.194	0.12	1.619	0.105
7	仕事種類_4	0.21	0.093	2.251	0.024
8	仕事種類_5	-0.294	0.067	-4.404	0
9	世帯所得	0	0	7.445	0

	Parameter	Odds Ratio	Upper	Lower
Choice Group: 1				
2	性別_0	1.433	1.524	1.347
3	年齢	0.989	0.991	0.986
4	仕事種類_1	1.107	1.31	0.937
5	仕事種類_2	1.751	2.264	1.355
6	仕事種類_3	0.916	1.119	0.751
7	仕事種類_4	0.949	1.109	0.812
8	仕事種類_5	0.313	0.349	0.281
9	世帯所得	1.001	1.001	1.001
Choice Group: 2				
2	性別_0	1.297	1.396	1.205
3	年齢	0.997	1	0.994
4	仕事種類_1	1.396	1.699	1.148
5	仕事種類_2	1.743	2.329	1.305
6	仕事種類_3	1.214	1.534	0.96
7	仕事種類_4	1.234	1.482	1.028
8	仕事種類_5	0.745	0.85	0.654
9	世帯所得	1	1.001	1

推計結果の概要

Log Likelihood: -37002.362

Log Likelihood of constants only model = $LL(0) = -38422.675$

$2*[LL(N)-LL(0)] = 2840.627$ with 16 df Chi-sq p-value = 0.000

McFadden's Rho-Squared = 0.037

IV. まとめ

以上、見てきたように、本人および世帯の所得が国民年金の納付状況に与える影響はきわめて限定的であることがわかった。国民年金の完納に注目すると、自営業者、家族従業者といった職業は完納率が高いが、臨時・パート（アルバイト）の完納率が低いことが確認できた。

また、年金に関する知識が完納や免除の利用を高めていることも確認できた。制度に関する知識の普及も納付行動に重要な影響を与えることも確認できた。

参考文献

駒村康平(2007)「公的年金に対する国民の知識・評価に関する分析」『年金と経済』2007.1号、財団法人 年金シニアプラン総合研究機構。

第 6 章 就業形態多様化と申請免除制度の捕捉率

山田篤裕

I. はじめに

就業形態の多様化にともなう年金保険料の未納問題は、本来ならば第 2 号と分類されるべき被保険者が第 1 号被保険者になってしまっているという制度的要因からもたらされていることが指摘されている（本報告書の第 2 章（丸山、2007）参照）。

一方、国民年金制度における保険料設定が逆進的であり、そのために未納問題が発生している（流動性制約仮説）との指摘も多い。そうした逆進性を緩和する方法として、近年、さまざまな免除・猶予制度の導入が行われている。たとえば昨年（平成 18 年 7 月）には多段階免除制度が施行されたところである。

本章の目的は二つある。第一に、申請免除制度がどれほど低所得層に利用されているのかという、申請免除制度の適用（捕捉）について就業形態多様化のコンテキストの中で検討することである。第二に、公的年金制度に対する無知（とくに申請免除制度に関する無知）が納付行動にどのような影響を与えているかについても明らかにすることを目的とする。

これら二つが重要なのは以下の理由による。すなわち免除制度がいくら精緻化（多段階化）されようとも人々がそれに申請しない限り、流動性制約は解決されず未納問題として残ってしまう。さらに、免除資格のある者が申請免除して認められれば、その期間は老齢基礎年金の受給資格期間にカウントされ年金額算定の際にもその期間が考慮されるが、免除資格があるにもかかわらず未納になっている場合、当然ながらそうした考慮は一切無いために無年金者となる可能性は高くなってしまう。したがって申請免除の制度捕捉率が低いなら、そこには無年金者を減らすべく申請免除を促すようなアプローチが社会政策として必要となつてこよう。また、公的年金制度に対する無知が未納行動に影響を与えている場合には、収納率を上げるための行政的な方法ばかりでなく、知識が欠如している領域に合わせた効果的な広報活動により未納率が下がる事が期待される。

本章の構成は以下の通りである。まず、第 II 節で先行研究を概観し、流動性制約要因仮説が過去の研究においていずれも支持されている事を確認する。第 III 節では、近年の免除制度の発展について概説する。第 IV 節では、本章の分析で用いたデータ「国民年金被保険者実態調査（平成 14 年）」について説明する。第 V 節において国民年金保険料未納および免除制度の捕捉にかんする実証分析結果を示す。第 VI 節において簡潔な結論がある。

II. 先行研究

国民年金未納問題に関しては、これまでに 12 本の実証研究が公刊されている。なお、各研究の詳細（分析目的、データ、対象サンプル、モデル、使用変数、主な結果と政策含意）については、平成 17 年度総括研究報告書所収の第 3 章第 III 節図表 9 にまとめられている。

初期の分析である小椋・千葉(1991)では全国レベルの集計データが使用されていたが、その後、都道府県・市町村レベル集計データ(駒村(2001)、丸山・駒村(2005))、個票データ(小椋・角田(2000)、鈴木・周(2001、2005)、阿部(2001、2003)、中嶋ら(2005)、中嶋・臼杵(2005)、塚原(2005)、駒村・山田(2007))など、よりマイクロ・レベルのデータ、さらには年金未納分析用に特別に収集されたデータなども使用されるようになってきている。

また、注目される国民年金未納の要因も研究が蓄積されるにつれ、①流動性制約要因(収入や資産に対して相対的に年金保険料が高い個人が未納・未加入になるという仮説)だけでなく、②就業形態多様化要因(非典型的労働者が未納・未加入になるという仮説)、③世代間の不公平要因(コーホートの若い世代ほど世代間の不公平を感じるため未納・未加入になるという仮説)、④25年加入条件要因(年金保険の受給資格期間を満たせないとわかると未納・未加入になるという仮説)、さらに最近の研究では⑤リスク回避性向要因(リスクに対する許容度の高い個人が未納・未加入になるという仮説)、⑥逆選択要因(予想寿命が短い個人が未納・未加入になるという仮説)や⑦双曲的時間割引要因(異時点間の効用最大化の観点からは非整合な時間割引率をもつ個人が未納・未加入となる仮説)に注目するものも出てきている。これら先行研究の分析結果は仮説ごとに以下のように整理できる。

①流動性制約要因

消費額や所得額に対する保険料の比、個人所得、世帯収入など、流動性制約の代理指標は異なっているが、ほぼすべての論文で保険料に比べて所得が低いこと(流動性制約)により国民年金未納が発生していることを確認している。

②就業形態多様化要因

有期契約雇用者、非正規、第三次産業従事者、など、非典型的労働者の代理指標は異なるが、小椋・角田(2000)、阿部(2003)、丸山・駒村(2005)は就業形態多様化が有意に国民年金未納確率を上げることを確認している。

③世代間の不公平要因

若いコーホート(生年別集団)ほど年金制度に不公平感を持ち年金に加入しないという、いわゆる「コーホート効果」は、小椋・千葉(1991)や鈴木・周(2001)で明示的に分析された。その後、阿部(2003)や鈴木・周(2005)で、より精緻な分析手法で追試されたが、いずれも有意な結果を得られておらず、まだ議論の余地がある。

④25年加入要件要因

35歳を公的年金の25年受給資格要件の上限年齢ととらえ、その前後で未加入行動が異なるかどうかを検証するという方法が、鈴木・周(2001、2005)、阿部(2001)では採用されている。いずれも35歳近辺での「屈曲」を認めており、25年加入要件の影響が確認されている。この結果を受けて、当該要件撤廃が提言されている。

⑤リスク回避性向要因

中嶋ら(2005)では代理変数として、雨傘携行降雨確率(仮想的な天気予報)や諺を用いている。雨傘携行降雨確率では有意な結果を得られなかったが、諺で代理されるリスク回避度の高

さは未納率を有意に下げるという結果を得ている。

⑥逆選択要因

中嶋ら(2005)、中嶋・臼杵(2005)、塚原(2005)では、主観的予測寿命が逆選択の代理指標として使用され、いずれの論文でも未加入あるいは(仮想的状況下での任意)未加入要因として有意となっており、逆選択が確認できたとしている。

⑦双曲的時間割引要因(情報処理段階の問題)

中嶋ら(2005)の研究で初めて明示的に扱われた要因である。先述したようにこの要因が確認されれば、理論的に年金への強制加入の根拠となるが、中嶋ら(2005)では仮説を支持するような有意な結果は得られていない。駒村・山田(2007)では5%有意水準で確認されている。さらに中嶋ら(2005)、駒村・山田(2007)双方とも主観的時間割引率が高いほど未納確率が高まることを確認している。

以上、研究蓄積を概観したが、ほぼすべての研究で一致をみているのが①流動性制約要因である。本章では、流動性制約要因を緩和するものとして期待される申請免除制度がどのように機能しているかについて実証的に分析する。

III. 免除制度の概要

1. 概要および近年の改正

国民年金制度には、経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な場合には、保険料の全額が免除される免除制度がある。また、平成14年4月に保険料の全額を納めることが困難な場合には、半額が免除される半額免除制度が導入された。平成17年4月から若年者に対する納付猶予制度が施行された。これは親が裕福な場合に、被保険者本人が低所得あるいは失業していても保険料が免除とならなかった問題を解決するための措置である。さらに平成18年7月から多段階免除制度が導入され、これまでの全額・半額免除制度に加え、1/4免除および3/4免除が認められるようになった。

申請免除の認定については、本章で用いたデータの調査対象時点(平成13年度)以前では、①住民税非課税の場合は免除、②所得税課税の場合は非免除、③①及び②の間(所得税非課税かつ住民税課税)の場合は、当該被保険者の属する世帯の所得等により算定した判別指数の値を、地域ごとの免除ライン・非免除ラインの値と比較することにより、免除・非免除を認定していた。ただし、④失業、天災、その他の理由により保険料の拠出が困難と認められる場合(所得、稼働能力、生活程度等を考慮)は、前年所得の多寡にかかわらず免除される(特例免除)。

平成14年度からは、半額免除の導入及び免除基準の明確化が行われ、申請免除の認定は、①住民税非課税の場合は全額免除、②所得税非課税及び所得税控除後課税所得30万円以下の場合は半額免除、③上記で非免除となった場合は、天災、失業等⁴⁶により保険料の拠出

⁴⁶ 通常の免除申請の審査において、審査対象となる所得は「申請者本人の所得」に「申請者の配偶者の所得」およ

が著しく困難と認められる場合は、前年所得の多寡にかかわらず、保険料の全額または半額が免除される。なお、③の特例免除の要件についても平成 14 年度から「その他の理由により保険料の拠出が困難と認められる場合」という文言が外され、その明確化が行われた。

翌年度以降も免除希望する場合、平成 17 年 3 月までは、毎年申請が必要であったが、平成 17 年 4 月からは全額免除と若年者納付猶予に限り、免除申請を提出する際に継続申請希望確認欄に「はい」と○をつければ、申請が不要となり（自動的に継続申請したものとみなされる）、制度運営にも工夫が加えられている。

2. 本人の全額免除（旧）基準額

以下の計算式に基づき、所得課税に関する全額申請免除基準が算出される。計算結果の金額（単位円）が 0 以下ならば全額申請免除基準に該当するものとされる。

具体的には、本人の老人控除対象配偶者・老人扶養親族、特定扶養親族、控除配偶者（障害者）及び扶養親族（障害者）、控除配偶者及び扶養親族（①、②、③以外）の合計 A（扶養者数）によって、次のように計算される。

- ・ A=0 の場合 「本人総所得」 - 350,000
- ・ A>0 の場合 「本人総所得」 - 350,000 × (A+1) - 240,000

ただし、本人の状況が、障害者、特別障害者、寡婦、寡婦特例（どれか一つ以上該当）の場合は、次の計算結果と上記の計算結果の小さい方とする。

- ・ 「本人総所得」 - 1,250,000

3. 本人の半額申請免除（旧）基準額（参考）

平成 14 年 4 月に導入された所得税に関する半額申請免除基準は、具体的には以下の計算式に基づき算出される。計算の結果、金額（単位円）が 30 万円以下ならば半額申請免除基準に該当する。

- ・ 「本人総所得」
 - － 「雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金、
地方税法附則第 6 条第 1 項・租税特別措置法第 24 条の免除該当所得」
 - － 「配偶者特別控除」
 - － 「老人控除対象配偶者・老人扶養親族」 × 480,000
 - － 「特定扶養親族」 × 630,000
 - － 「控除配偶者（障害者）及び扶養親族（障害者）」 × 650,000
 - － 「控除配偶者及び扶養親族（①、②、③以外）」 × 380,000
 - － 「障害者の場合：270,000」
 - － 「特別障害者の場合：400,000」
 - － 「老人の場合：500,000」
 - － 「寡婦の場合：270,000」

び「世帯主の所得」が加わっている。しかし、失業特例を受ける場合には、「申請者本人の所得」は除外されて審査される。

- 「寡婦特例の場合：350,000」
- 「基礎控除：380,000」

IV. データ

1. 「国民年金被保険者実態調査（平成 14 年）」の概要

本章では、分析データとして社会保険庁の「平成 14 年国民年金被保険者実態調査（以下、「実態調査」と略す）」の個票を用いる。この調査は、「国民年金第 1 号被保険者について、保険料納付状況ごとにその実態を明らかにし、被保険者の収入、被保険者の国民年金に対する意識、保険料未納の理由など今後の国民年金事業運営に必要な資料を得ることを目的」として 3 年ごとに実施されている。

調査対象は、平成 14 年 3 月末現在の国民年金第 1 号被保険者（任意加入被保険者は含まない）及びその属する世帯である。ただし、「法定免除者」は調査対象となっていない。サンプリングは、①保険料納付区分（完納者、一部納付者、未納者、免除者、学生納付特例者）、②年齢区分（20-24 歳、25-34 歳、35-49 歳、50 歳以上）、③都市規模区分（東京都特別区部及び政令指定都市、左記以外の人口 20 万以上の市及び県庁所在市、左記以外の人口 20 万未満の市町村）、④性別に基づき、国民年金現存被保険者（第 1 号被保険者）ファイルから層別抽出により行われている。約 11 万サンプルが調査対象となっている。

調査は郵送で行われている（平成 14 年 10 月から 12 月）が、所得等に関しては市区町村職員（国民年金事務担当者）が市区町村民税課税台帳及び国民健康保険料（税）賦課台帳から必要事項を所得等調査票に転記することにより把握している。また、免除者・学生納付特例者については社会保険事務所において免除申請書及び学生納付特例申請書の内容を免除調査票に記入することにより行われている。郵送調査の回収率は 46.4%で、約 5 万サンプルが確保されている。

2. 保険料納付区分

本章の分析において最も重要な変数は保険料納付区分（完納者、一部納付者、未納者、免除者、学生納付特例者）である。保険料納付区分は、調査時点の平成 14 年 10-12 月ではなく、平成 12 年度及び 13 年度の保険料の納付状況に基づいて区分されている。

「納付者」とは「平成 12 年 4 月以降の保険料を納付したことがある者」であって、平成 13 年度中に法定・申請免除期間又は学生納付特例期間のある者は含まれない。この「納付者」はさらに「完納者」と「一部納付者」に分類されており、前者は「平成 12 年 4 月-14 年 3 月までの 24 月の保険料をすべて納付している者」と定義され、後者は「完納者以外の納付者」と定義されている。

一方、「未納者」は「平成 12 年 4 月-14 年 3 月までの 24 月の保険料を 1 月も納付していない者」と定義され、平成 13 年度中に法定・申請免除期間又は学生納付特例期間のある者は「未納者」に含まれない。われわれが通常「未納者」という言葉から想像する定義より、「実態調査」での「未納者」の定義はやや狭くなっていることに注意が必要である。

3. データ・クリーニングおよびその影響

郵送調査で回収された約5万サンプルの中、就労形態不詳、世帯人数不詳、本人・世帯所得不詳、課税状況不詳であるサンプルを除去することで、データ・クリーニングを行った。最も不詳が多い項目が本人所得で、約1万6000サンプルが不詳に該当する。

こうしたクリーニングの結果、約5万サンプルの中、最終的に3万サンプルが残された。約4割のサンプルがクリーニング作業中に落とされたことは、層別抽出時とは異なったサンプル構成になっている可能性がある。そこで、層別抽出の際に使用された各層（年齢区分、都市規模区分、納付区分）に関して、データ・クリーニングによってどのように構成比が変化したかについて確認した。ベンチマークとなるのは、社会保険庁（2003）『平成14年国民年金被保険者実態調査結果の概要（以下「結果概要」と略す）』である。

年齢構成に関しては、クリーニング後20-24歳で4%ポイント減少している。一方で微増しているのが、45-59歳である（図表1）。

【図表1】 データ・クリーニングによる年齢区分構成の変化

	結果概要	クリーニング後	差
20-24歳	21.7	17.5	-4.2
25-29歳	11.9	11.2	-0.8
30-34歳	10.3	10.2	-0.1
35-39歳	8.1	8.3	0.2
40-44歳	7.7	8.6	0.8
45-49歳	9.6	10.9	1.3
50-54歳	15.4	17.1	1.8
55-59歳	15.2	16.2	1.0
合計	100.0	100.0	

都市規模に関しては3区分しかない事により、データ・クリーニングによる影響は相対的に大きくなっている。特に中都市では7%ポイントも構成比を落とす一方、小都市・町村では9%ポイントも構成比を増大させている（図表2）。

【図表2】 データ・クリーニングによる都市規模区分構成の変化

	結果概要	クリーニング後	差
大都市	24.1	21.8	-2.3
中都市	25.1	18.3	-6.8
小都市・町村	50.9	59.9	9.1
合計	100.0	100.0	

本章の分析において最も重要な変数である保険料納付区分については、それほど大きな構成比の変化は認められない。データ・クリーニング後、完納者の構成比が4%ポイントほど上昇しているが、未納者の構成比は2%ポイントほどしか落ちていない。

【図表3】 データ・クリーニングによる保険料納付区分構成の変化

	結果概要	クリーニング後	差
完納者	49.4	53.3	3.9
一部納付者	11.8	11.9	0.0
未納者	18.2	16.3	-1.9
申請免除者	13.8	13.8	0.0
学生納付特例者	6.8	4.8	-2.0
合計	100.0	100.0	

以上のように、データ・クリーニングの結果、都市規模区分に関してやや大きい構成比の変化があったが、年齢区分および保険料納付区分については構成比の変化はそれほど大きくない。したがって以下で行われる分析結果を左右するほどデータ・クリーニングの影響は大きくないものとして以下分析を進めることにする。

4. 分析対象サンプルの限定

クリーニングされたデータから学生サンプルを除外した。これは「学生納付特例制度」の影響を除いて申請免除制度の純粋な効果を本章では分析したいためである⁴⁷。

さらに本章の分析では、2種類のサブ・サンプルを目的に応じて使い分けている。一つは国民年金保険料の未納分析に使用されるサブ・サンプルで、保険料納付区分の中、「完納者」、「一部納付者」、「未納者」が該当する。つまり、「申請免除者」および「学生納付特例者」を除くサンプルである。

もう一つのサブ・サンプルは免除制度の捕捉率に関する分析に使用されるサブ・サンプルで、潜在的な（全額）免除制度適用者が該当する⁴⁸。具体的には、平成13年度以前の申請免除制度を参考に以下に該当するサンプルを低所得層、すなわち潜在的な申請（全額）免除制度適用者とみなした。

- ・ 市区町村民税が非課税となっている世帯
- ・ 上記以外の者で世帯の総所得金額が単身者は【35万円】未満、それ以外の世帯は【35万円×世帯人員数+24万円】未満の世帯
- ・ 上記以外の者で国民年金の保険料未納理由が「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」でありかつ「失業、倒産、天災、事故、病気などにより所得が低下した」と回答している者
- ・ 申請免除者

こうした方法で識別した潜在的な申請（全額）免除適用者が、実際の申請免除者とどれほどの一致性をもっているかについては次節（分析結果）において検討する。

各サブ・サンプルの基礎集計表は本章末に示されている。

5. 被説明変数・説明変数およびモデル

分析で使用した被説明変数および説明変数の一覧とその説明については、図表4の通りで

⁴⁷ 学生納付特例制度を利用した場合、その期間は25年の資格期間に含まれるが年金額には（追納しない場合）反映されないため、免除とは性格を異にする。

⁴⁸ 半額免除（平成14年4月施行）については、「実態調査」における納付区分が平成12年4月～14年3月の納付実績に基づくため、本章では分析対象とはしない。

ある。

性別、年齢、都市規模区分、世帯所得以外の基本的属性に関する変数以外に、生命保険・個人年金保険料、仕事の形態（就業形態多様化の代理変数）、年金制度に関する知識（申請免除制度の知識を含む）などの変数を加えている。

納付区分に関する推計（国民年金と国民健康保険の未納分析）に使用するモデルは多肢選択 Logit Model を採用した。また、申請免除制度の捕捉に関する推計には Probit Model を採用した。

〔図表 4〕 被説明変数・説明変数一覧

被説明変数	
保険料未納分析	
完納	平成12年4月～14年3月までの24月の保険料をすべて納付している者。ただし、平成12年5月以降に資格を取得した者については、資格取得した月以降の保険料を全月納付している者。
一部納付	完納者以外の納付者。
未納	平成12年4月～14年3月までの24月の保険料を1月も納付していない者。ただし、平成12年5月以降に資格を取得した者については、資格取得した月以降の保険料を1月も納付していない者。なお、平成13年度中に法定・申請免除期間又は学生納付特例期間のある者を除く。
全額免除制度捕捉分析	
申請(全額)免除	平成13年度中に申請免除期間のある者。
説明変数	
性別	女性を1とおくダミー変数。
年齢	調査時点(平成14年10～12月)の年齢。
等価所得(万円)	平成14年の市区町村民税課税台帳の総所得金額(平成13年所得)に基づく。総所得金額は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、雑所得、一時所得からなり、収入金額から必要経費(売上原価、減価償却費等)を除いたものである。その総所得金額を世帯人員数の0.5乗で割った値。
都市規模区分	大都市:東京都特別区及び政令指定都市。中都市:大都市以外の人口20万以上の市及び県庁所在市。小都市・町村:中都市以外の人口20万未満の市及び町村。それぞれを1とおくダミー変数。中都市が基準。
生命保険・個人年金保険料	世帯の保険料合計額(千円)。
仕事の形態区分	無業、自営業主、家族従業者、常用雇用(正社員等)、臨時・パート(アルバイトを含む)をそれぞれ1とおくダミー変数。自営業主が基準。
公的年金の物価水準維持	「公的年金では、民間保険会社の個人年金とは異なり、物価水準の上昇に応じて年金額が改定され、年金の実質的価値が目減りしないような仕組みが取られている」ことを知っている場合を1とおくダミー変数。
障害年金	「国民年金では、加入期間中の病気やけがが等により一定以上の障害の状態になった場合は、障害基礎年金が支給される」ことを知っている場合を1とおくダミー変数。
基礎年金の国庫負担	「基礎年金は民間の個人年金とは異なり、1/3が国庫負担でまかなわれている」ことを知っている場合を1とおくダミー変数。
年金受給の要件	「老齢基礎年金を受給するためには、公的年金に加入し、保険料を納めた期間と保険料を全額免除されていた期間の合計が25年以上必要となる」ことを知っている場合を1とおくダミー変数。
任意加入	「国民年金には60歳までに公的年金加入期間が25年未満であっても60～69歳の間に任意加入することで加入期間を25年以上とし、受給権を確保できる任意加入制度がある」ことを知っている場合を1とおくダミー変数。
国民年金保険料控除	「国民年金保険料は、所得税額の計算上、全額所得額から控除される」ことを知っている場合を1とおくダミー変数。
納付期間と年金受取額の関係	「老齢基礎年金は、保険料納付期間が短くなると、その分支給額が少なくなる」ことを知っている場合を1とおくダミー変数。
世代間扶養の仕組み	「老齢基礎年金は、社会連帯に基づき、現在の現役世代の支払う保険料によって、現在の高齢者を支える世代間扶養の仕組みとなっている」ことを知っている場合を1とおくダミー変数。
収納機関拡大	「平成14年4月から、国民年金保険料の収納事務が国に移管されたことに伴い、国民年金保険料の収納機関が全国の金融機関に拡大されている」ことを知っている場合を1とおくダミー変数。
前納制度	「国民年金保険料を一括して前払いすると保険料が割引される『前納制度』がある」ことを知っている場合を1とおくダミー変数。
追納制度	「国民年金保険料は、納め忘れた場合でも、過去2年分までをさかのぼって納めることができる」ことを知っている場合を1とおくダミー変数。
免除制度	「経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な場合には、保険料の全額が免除される免除制度がある上、平成14年4月からは、保険料の全額を納めることが困難な場合には、半額が免除される半額免除制度が新たに始まった」ことを知っている場合を1とおくダミー変数。

V. 分析結果

1. 国民年金の未納分析

申請免除者および学生を除く第1号保険者の未納がどのように発生しているかに関する、多肢選択 Logit Model による推計結果が図表5に示されている。選択肢は、平成12年度と13年度の納付実績に基づく、完納、一部納付、未納の三つに区分されている。図表5では、各選択肢に対する各変数の限界効果が示されている。

〔図表5〕多肢選択 Logit Model による国民年金保険料の納付状況に関する限界効果の推計

被説明変数 完納・一部納付・未納	推計式(1)								
	完納		一部納付		未納				
説明変数	dy/dx	[Std. Err.]	dy/dx	[Std. Err.]	dy/dx	[Std. Err.]			
性別(女性)	0.043	[0.008]	***	-0.008	[0.007]	-0.036	[0.006]	***	
年齢	0.013	[0.002]	***	-0.007	[0.002]	***	-0.006	[0.002]	***
年齢二乗	0.000	[0.000]	***	0.000	[0.000]	***	0.000	[0.000]	***
等価所得(万円)	0.000	[0.000]	***	0.000	[0.000]	***	0.000	[0.000]	***
等価所得(万円)二乗	0.000	[0.000]	***	0.000	[0.000]	***	0.000	[0.000]	***
大都市	0.027	[0.009]	***	-0.011	[0.009]		-0.016	[0.007]	**
小都市・町村	0.000	[0.009]		0.001	[0.008]		-0.001	[0.007]	
生命保険料(千円)	0.002	[0.000]	***	-0.001	[0.000]	***	-0.001	[0.000]	***
個人年金保険料(千円)	0.005	[0.000]	***	-0.002	[0.000]	***	-0.003	[0.000]	***
無業	0.025	[0.012]	**	-0.057	[0.010]	***	0.032	[0.010]	***
家族従業者	0.077	[0.013]	***	-0.036	[0.012]	***	-0.041	[0.010]	***
常用雇用(正社員等)	-0.025	[0.013]	**	0.002	[0.012]		0.023	[0.011]	**
臨時・パート(アルバイトを含む)	-0.046	[0.012]	***	0.007	[0.011]		0.039	[0.010]	***
多肢選択Logit Model全体									
Pseudo R ²	0.021								
Log likelihood	-20976.659								
N	20451								
各選択肢の割合(=1.00)	0.47		0.34		0.19				

注：平成14年3月末現在の国民年金第1号被保険者（法定免除者、任意加入被保険者は含まない）の中、申請免除者、学生を除いたサンプルが分析対象。***、**、* はそれぞれ1%、5%、10%水準で有意であることを示す。都市規模区分ダミーの基準は「中都市」、仕事形態ダミーの基準は「自営業主」である。

具体的に図表5は以下のように読む。性別の効果と家族従業者の効果为例に取ろう。女性であることは国民年金保険料の完納確率を4%高める一方、未納確率を4%下げる。一部納付確率に関しては、有意ではない。家族従業者であることは、完納確率を8%高めるが、一部納付確率と未納確率を各々4%下げる。なお、完納、一部納付、未納確率の限界効果を足し合わせると、各事象は背反であるので必ずゼロになる。

就業形態多様化の代理変数である仕事形態ダミーに注目すると、常用雇用および臨時・パートの第1号被保険者で、各々2%と4%未納確率が高いことが分かる。これは、本来ならば第2号として適用すべき常用雇用および臨時・パートまでもが第1号になり未納要因となってしまうとの研究結果と整合的である。

無業であることは完納確率を3%上げているが、これは失業者と主婦を識別できていない

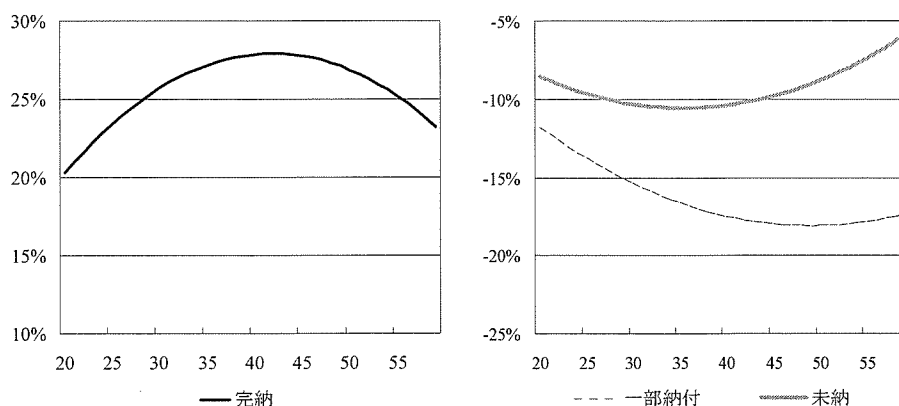
ことによるものと考えられる。

生命保険料や個人年金保険料の支払いが月額千円高くなると、各々0.2%と0.5%、完納確率を高め、一部納付確率や未納確率にはマイナスの限界効果を持つ。すなわち、生命保険や個人年金保険に頼って、一部納付や未納が発生するわけではない事が分かる。

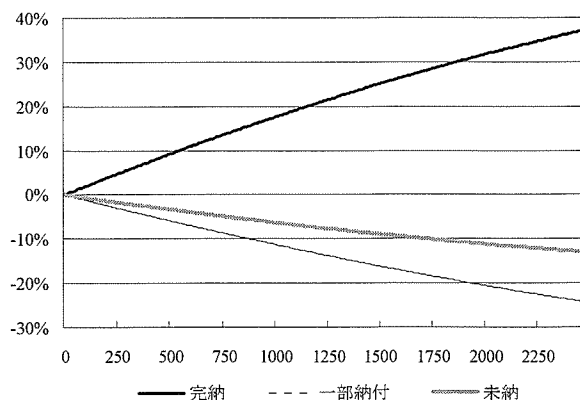
年齢の限界効果および所得の限界効果が納付行動に与える影響については二次項が入っているため、より分かりやすくシミュレーション結果を図示したのが図表6および図表7である。図表6は横軸を年齢にとり縦軸に、完納、一部納付、完納確率をとっている。図表7では横軸に等価所得をとっている。縦軸は図表6と同様である。このシミュレーションにおいて、他の変数の影響はすべて統御されている。

図表6によれば、完納確率は20歳以降上昇し続け、42歳に最高になった後は59歳まで下降し続ける。一部納付確率は20歳以降下降し続け、49歳で最低となりその後59歳まで微増する。未納確率は、同じく20歳以降下降し続けるが、35歳で最低となり反転し上昇する。35歳は25年間という受給資格期間と整合的な年齢である事に注目したい。

【図表6】 国民年金保険料の納付状況に関する年齢の限界効果のシミュレーション



【図表7】 国民年金保険料の納付状況に関する所得の限界効果のシミュレーション



一方で、所得の限界効果は年齢の限界効果と相違して、(所得の最大値以下で) 確率の上昇あるいは下降傾向が反転することはない。所得が高くなるにつれ、完納確率は上昇し続け、一部納付・未納確率は低下し続ける。なお、常に一部納付確率の方が未納確率よりも低くなっており、未納確率は所得が高くても一部納付確率ほど相対的に下がらないことが分かる。

図表 8 は図表 5 で示した推計式に年金制度に対する周知度に関する変数を加えたものである。図表の読み方は、図表 5 と同じである。

【図表 8】 多肢選択 Logit Model による国民年金保険料の納付状況に関する限界効果の推計

被説明変数 完納・一部納付・未納	推計式(2)								
	完納		一部納付		未納				
説明変数	dy/dx	[Std. Err.]	dy/dx	[Std. Err.]	dy/dx	[Std. Err.]			
性別(女性)	0.041	[0.008]	***	-0.012	[0.008]	-0.029	[0.006]	***	
年齢	0.009	[0.003]	***	-0.007	[0.002]	***	-0.001	[0.002]	
年齢二乗	0.000	[0.000]	***	0.000	[0.000]	***	0.000	[0.000]	*
等価所得(万円)	0.000	[0.000]	***	0.000	[0.000]	***	0.000	[0.000]	***
等価所得(万円)二乗	0.000	[0.000]	***	0.000	[0.000]	***	0.000	[0.000]	***
大都市	0.033	[0.010]	***	-0.014	[0.009]	***	-0.019	[0.007]	***
小都市・町村	-0.006	[0.009]		0.003	[0.008]		0.003	[0.007]	
生命保険料(千円)	0.002	[0.000]	***	-0.001	[0.000]	***	-0.001	[0.000]	***
個人年金保険料(千円)	0.004	[0.000]	***	-0.002	[0.000]	***	-0.003	[0.000]	***
無業	0.046	[0.012]	***	-0.062	[0.011]	***	0.016	[0.010]	
家族従業者	0.082	[0.013]	***	-0.039	[0.012]	***	-0.044	[0.010]	***
常用雇用(正社員等)	-0.013	[0.013]		0.000	[0.012]		0.013	[0.010]	
臨時・パート(アルバイトを含む)	-0.028	[0.012]	**	0.002	[0.011]		0.026	[0.010]	***
周知度:公的年金の物価水準維持	0.034	[0.008]	***	-0.013	[0.008]	*	-0.020	[0.007]	***
周知度:障害年金	0.021	[0.008]	***	-0.015	[0.008]	**	-0.006	[0.006]	
周知度:基礎年金の国庫負担	-0.023	[0.008]	***	0.016	[0.008]	**	0.007	[0.007]	
周知度:年金受給の要件	-0.053	[0.009]	***	0.016	[0.008]	*	0.037	[0.007]	***
周知度:任意加入	0.028	[0.009]	***	-0.030	[0.008]	***	0.002	[0.007]	
周知度:国民年金保険料控除	0.093	[0.009]	***	-0.022	[0.008]	***	-0.071	[0.007]	***
周知度:納付期間と年金受取額の関係	-0.008	[0.010]		-0.002	[0.009]		0.010	[0.007]	
周知度:世代間扶養の仕組み	0.033	[0.010]	***	-0.027	[0.009]	***	-0.005	[0.007]	
周知度:収納機関拡大	0.070	[0.008]	***	0.009	[0.007]		-0.078	[0.006]	***
周知度:前納制度	0.148	[0.008]	***	-0.035	[0.008]	***	-0.113	[0.007]	***
周知度:追納制度	-0.129	[0.008]	***	0.083	[0.008]	***	0.045	[0.006]	***
周知度:免除制度	-0.020	[0.008]	**	0.032	[0.008]	***	-0.011	[0.006]	*
多肢選択Logit Model全体									
Pseudo R ²	0.050								
Log likelihood	-20346.735								
N	20451								
各選択肢の割合(=1.00)	0.47			0.34			0.19		

注：平成 14 年 3 月末現在の国民年金第 1 号被保険者（法定免除者、任意加入被保険者は含まない）の中、申請免除者、学生を除いたサンプルが分析対象。***、**、* はそれぞれ 1%、5%、10%水準で有意であることを示す。都市規模区分ダミーの基準は「中都市」、仕事形態ダミーの基準は「自営業主」である。

概ね年金制度に関する具体的な知識を有している事は完納確率を 2%から最大で 9%（国民年金保険料控除の知識）上昇させる。ただし、基礎年金の国庫負担、年金受給の要件、追納制度、免除制度の知識は逆に完納確率を最大で 13%下げている。この結果は、これらの知識が完納確率を下げているのではなく、完納しない場合にこれらの知識を得る、という逆の因果関係を意味するものとして解釈すべきであろう。なお、限界効果が有意である場合、年

金制度の知識に関するダミー変数の符号は、一部納付と未納で一致している。その例外が免除制度の知識であり、未納確率では限界効果は（10%有意水準であるが）マイナスで、一部納付確率ではプラスとなっている。つまり免除制度について知っているのと未納確率は下がるが、一部納付確率は上がるということである。これは免除制度を知っている場合には未納ではなく申請免除者となり上記の分析対象からは外れ、また申請免除者の一部は毎年度の継続申請を失念し一部納付者となるという実態を反映しているものと考えられる。

2. 国民健康保険の未納との比較

先行研究に倣い、国民健康保険の未納との比較を行うことで、国民年金未納の特徴を明らかにしよう。まず国民年金と国民健康保険の保険料納付状況をクロスしたものが図表9である。国民健康保険の方が国民年金よりも保険料の納付実績は高くなっている。国民健康保険料（税）を全月納付していても、その中の28%は国民年金保険料が一部納付か未納である。

【図表9】 国民年金と国民健康保険料(税)の納付状況

	国民健康保険			計
	全月納付	一部納付	全月未納	
国民年金 完納	64.2	2.5	0.5	67.2
一部納付	12.5	1.7	0.5	14.7
未納	12.7	3.2	2.1	18.0
計	89.3	7.4	3.2	100.0

国民年金と同様、国民健康保険に関して全月納付、一部納付、全月未納という納付区分について多肢選択 Logit Model を分析した結果が図表10に示されている。限界効果の解釈は図表5と同じである。

【図表10】 多肢選択 Logit Model による国民健康保険料(税)の納付状況に関する限界効果の推計

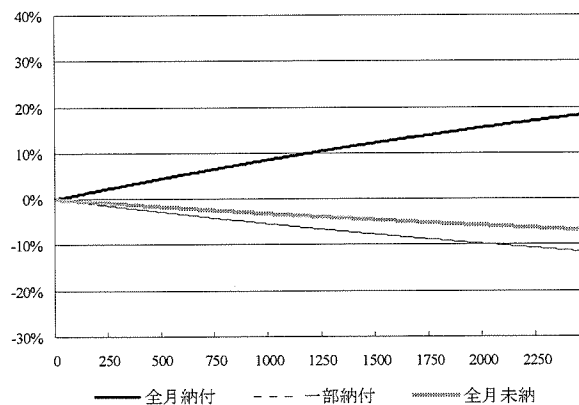
被説明変数 全月納付・一部納付・全月未納	推計式(3)								
	全月納付		一部納付		全月未納				
説明変数	dy/dx	[Std. Err.]	dy/dx	[Std. Err.]	dy/dx	[Std. Err.]			
性別(女性)	0.027	[0.006]	***	-0.016	[0.005]	***	-0.011	[0.003]	***
年齢	-0.001	[0.002]		0.001	[0.002]		0.000	[0.001]	
年齢二乗	0.000	[0.000]		0.000	[0.000]		0.000	[0.000]	
等価所得(万円)	0.000	[0.000]	***	0.000	[0.000]	***	0.000	[0.000]	***
等価所得(万円)二乗	0.000	[0.000]	***	0.000	[0.000]	***	0.000	[0.000]	***
大都市	-0.054	[0.008]	***	0.055	[0.007]	***	-0.001	[0.004]	
小都市・町村	0.004	[0.007]		-0.005	[0.006]		0.001	[0.003]	
生命保険料(千円)	0.002	[0.000]	***	-0.001	[0.000]	***	-0.001	[0.000]	***
個人年金保険料(千円)	0.002	[0.000]	***	-0.001			-0.001	[0.000]	***
無業	0.041	[0.007]	***	-0.032	[0.006]	***	-0.008	[0.004]	**
家族従業者	0.039	[0.008]	***	-0.021	[0.007]	***	-0.018	[0.004]	**
常用雇用(正社員等)	0.002	[0.009]		-0.007	[0.008]		0.005	[0.005]	
臨時・パート(アルバイトを含む)	0.006	[0.008]		-0.007	[0.007]		0.001	[0.004]	
多肢選択Logit Model全体									
Pseudo R ²	0.031								
Log likelihood	-7058.2698								
N	15005								
各選択肢の割合(N=1.00)	0.87		0.09		0.03				

注：平成14年3月末現在の国民年金第1号被保険者（法定免除者、任意加入被保険者は含まない）の中、申請免除者、学生を除いたサンプルが分析対象。ただし、国民健康保険料（税）の納付状況を回答していないサンプル（未加入、転入・転出、不詳・その他）を除く。***、**、* はそれぞれ1%、5%、10%水準で有意であることを示す。都市規模区分ダミーの基準は「中都市」、仕事形態ダミーの基準は「自営業主」である。

ここでは、国民年金保険料の納付実績に関する各変数の影響との差異に注目する。まず、指摘できるのは国民健康保険料の納付実績には年齢の影響は有意でないことである。これは国民健康保険が短期保険という性格を持っているからだと考えられる。また大都市ダミーが全月納付確率に対してマイナスの影響を持っている。さらに就業多様化の代理変数である仕事形態ダミーについては、国民年金では完納確率を引き下げる影響を持っていた常用雇用、臨時・パートのダミーが有意ではない。すなわち、第2号に適用されてきた被用者が就業形態の多様化により第1号に区分されるようになり未納が増大したという国民年金で起きた問題の発生は、国民健康保険では確認できない。

所得効果については二次項があり係数も小さいため、その限界効果をシミュレーションで示したのが図表11である。図表7と比較すると明らかに所得が高くなっても、全月納付確率はそれほど上がらず、また一部納付・全月末納確率も下がらず、所得による納付実績への影響（流動性制約要因）は国民健康保険の方が小さい。

【図表11】 国民健康保険料（税）の納付状況に関する所得の限界効果のシミュレーション



以上、国民年金と国民健康保険の未納の相違をまとめると、国民健康保険では年齢・就業形態の多様化が未納要因とはならない一方、国民年金では年齢・就業形態の多様化いずれもが未納要因となっている。また国民年金の方では所得が納付行動に与える影響は相対的に大きくなっている。

3. 国民年金における申請免除制度の捕捉分析

冒頭でも述べたように、免除制度がいくら精緻化（多段階化）されようとも人々がそれに